

令和5年5月8日



一般社団法人 日本スイミングクラブ協会

JSCAガイドライン廃止について

～ 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う措置 ～

政府は令和5年5月8日をもって、新型コロナの感染症法上の位置づけについて、季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行することを正式に決定しました。この決定に伴い新型コロナの感染対策は、今日までの「法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み」から、「個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとしたもの」に変更されました。

当協会「JSCAガイドライン」は、スイミングクラブにおける新型コロナウイルス感染拡大予防のための「業種別ガイドライン」として、内閣官房コロナウイルス対策室の承認を得て約3年に渡り皆様にご活用頂きましたが、その役割を終了いたしましたので同日をもって廃止いたします。

とはいえ、新型コロナウイルス感染症は完全に終息した訳ではなく、現在も第8波の余波を受け、全国的に緩やかな増加傾向が続いています。専門家会合有志は、第8波の規模を超える「第9波」が起きる可能性も指摘しており、決して予断は許されません。

スイミングクラブとして、小児から高齢者までの利用者に対し、安全安心な場の提供のためには、やはり基本的感染対策の実施を欠くことはできません。「その場に応じたマスクの着用やせきエチケットの実施」「3密を避けることと換気」「手洗い」などは5類移行後も有効な基本的感染防止対策です。利用者の個人的判断に配慮しつつも、施設側のその場に応じた臨機応変な感染防止対策が望まれます。